

(令和4年度第2次補正) 地域少子化対策重点推進交付金 実施計画書 (市町村分) 個票

自治体名 西和賀町 (都道府県: 岩手県)
本事業の担当部局名 ふるさと振興課

事業メニュー	結婚新生活支援事業							
区分	結婚新生活支援							
関連事業メニュー	4.2 新規に婚姻した世帯に対する住宅取得費用又は住宅賃借費用に係る支援及び引越費用等に係る支援(都道府県主導型コース)							
個別事業名	西和賀町結婚新生活支援事業	新規／継続 (一般財源での実施も含む)	継続					
実施期間	交付決定日	～	令和6年3月31日	事業開始年度 年度				
対象経費支出予定額 ※(注)1	1,200,000 円							
自治体における少子化 対策の全体像及びその 中での本個別事業の位 置付け ※(注)2	(地域における実情と課題及び本個別事業の位置付け) <地域における実情と課題> 結婚新生活に必要な住居が十分に備わっていないため、経済的に支援が必要 <本個別事業の位置付け> 西和賀町まち・ひと・しごと創生総合戦略においては、「女性がすみよいまちづくりー結婚・出産・子育て支援による安心感を作るー」を基本目標とし、具体的施策として、結婚相談窓口の設置、婚活事業の実施、出会いの場づくりを実施することとしており、結婚後の支援対策として、結婚新生活に対する経済的な支援を行うことで、移住定住後の環境を整えることに繋がり、社会減による減少率を抑えることが可能になる。							
	(本個別事業における現状と課題)							
	(課題への対応)							
個別事業の内容 ※(注)3	1. 概要							
	【補助対象要件】							
	・所得要件	☒	夫婦の合計所得が 500万円未満	☐ 自治体独自 基準の場合				
	・年齢要件	☒	夫婦ともに婚姻日における年齢 が39歳以下の世帯	☐ 自治体独自 基準の場合				
	【補助上限額】							
	29歳以下 の場合	☒	各費用に係る合計が60万円	☐ 自治体独自 基準の場合				
	39歳以下 の場合	☒	各費用に係る合計が30万円	☐ 自治体独自 基準の場合				
	【対象費目】							
	☒	家賃	☒	住宅購入費用	☒	リフォーム費用	☒	引越費用
	【その他独自要件】							
2. 申請見込								
①新規世帯見込								
上記のうち		2	世帯					
		ともに29歳以下	2	世帯				
【積算根拠】								
令和2年度の実績と令和3年度の婚姻数の見込数値等から下記のとおり見込んだもの。 2件(29歳未満支給見込世帯数)×60万円(補助上限額)×2/3(補助率)=800千円								
【令和4年度申請状況】 (令和 4 年 4 月～令和 5 年 3 月) 申請 見込 世帯数 2 世帯								
②継続補助見込								
見込世帯数		継続補助実施の有無	無	世帯				
対象経費支出予定額				円				
3. 広報の実施予定								
町の公式ホームページ及び婚姻届提出の際チラシを配布する。								

少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)4	KPI項目	単位	目標値	現状値
	人口の自然増減数(第2期西和賀町まち・ひと・しごと創生総合戦略)	人	△70(R7年度)	△114(R1年度)
参考指標 ※(注)5	項目	単位	直近の実績	
	合計特殊出生率		1.06	
	婚姻件数	件	7	
	婚姻率		1.4	
個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)6	KPI項目	単位	目標値	現状値
	支給世帯実績／支給見込世帯数の割合	%	50	0
	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「本事業の認知度」	%	100	0
	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「地域に応援されていると感じた世帯の割合」	%	100	0
他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)7	補助金の交付を受ける者は、県が実施する家事育児参画促進講座又は町長が指定する講習会等を受講させる。結婚新生活支援事業推進連絡会に参加し、事業の実施状況を報告し、未実施市町村における事業の検討に向けて協力する。 公共施設等でのチラシ・申請書配布を行うとともに、県ホームページ等活用や他自治体の取り組みに関する情報を収集しながら実施する。			
民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)8	商工会会員である民間業者に対し、チラシ配架等について協力をいただきながら幅広く対象世帯に情報の提供を行う。			

(注)

- 1「対象経費支出予定額」には、本交付金の対象外経費を除いた対象経費支出予定額(補助率を乗じる前の額)を記入すること。また、金額の根拠となる資料(見積書等)を添付すること。
- 2「自治体における少子化対策の全体像及びその中で本個別事業の位置付け」には、次の①～③を記載すること。ただし、結婚新生活支援事業において、②③は記載不要。
 - ①これまでの自治体における少子化対策の全体像及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情・課題と、それらを踏まえた、自治体における少子化対策の全体像及びその中で本個別事業の位置付け
 - ②本個別事業が継続事業である場合はこれまでの事業実施状況及びその中で見つかった課題(新規事業である場合は不要)
 - ③本個別事業が新規事業である場合は地域における実情と課題への対応、継続事業である場合は本個別事業における現状と課題への対応
- 3「個別事業の内容」には、本個別事業の具体的内容を記載すること。

※個別事業を次年度以降も自立的に発展させるため、事業内容の末尾に必ず次年度以降に向けた事業の方向性を記載すること(結婚新生活支援事業においては記載不要)。

※事業内容を検討する上で参考とした既存事業があれば、都道府県名又は市町村名、事業名を記載すること(結婚新生活支援事業においては記載不要)。
- 4「少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」については、自治体の少子化対策全体のKPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体は少なくとも令和5年度終了時点で、各自治体において効果検証を実施すること。
- 5「参考指標」には、各自治体の合計特殊出生率、婚姻件数、婚姻率を記載すること。
- 6「個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」には、自治体における少子化対策の全体像の中で本個別事業の位置付けを踏まえ、KPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体において効果検証を実施すること。

※過去に関連する事業を実施している場合は、過去に設定したKPIを踏まえたKPIを設定すること。

※結婚支援センター事業を実施する場合は、参考として直近年度の「会員登録数」「引き合わせ成立者数」「カップル成立組数」「成婚数」を記載すること。
- 7「他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を他の都道府県や市町村と連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記載すること。
- 8「民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を民間事業者との連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記入すること。